

## 会 議 録

会議の名称	第1回 藤井寺市子ども・子育て会議
開催日時	平成25年9月26日(木) 15時から17時15分まで
開催場所	藤井寺市役所 3階入札室
出席者	委員：岩下房子、大西慶一、岡本祐典、土井義博、花崎由貴子、 林雅代、森田菜緒（敬称略）
欠席者	委員：東浦博章、福森節子（敬称略）
会議の議題	1. 会議の公開について 2. 子ども・子育て会議について 3. 事業計画及びニーズ調査の概要について 4. スケジュールについて 5. ニーズ調査票（案）について
会議資料	資料1 藤井寺市子ども・子育て会議条例 資料2 藤井寺市子ども・子育て会議 委員名簿 資料3 藤井寺市子ども・子育て会議について 資料4 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画とニーズ調査について 資料5 藤井寺市子ども・子育て支援ニーズ調査及び事業計画 年間スケジュール 資料7-1 藤井寺市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査（案）【就学前児童用】 資料7-1 藤井寺市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査（案）【小学校児童用】 参考資料 子ども・子育て支援の意義、用語の定義（ニーズ調査票の前文に記載するか否か）
会議の成立	成立
会議録の作成方法	要点記録
記録内容の確認方法	会長に確認済
公開・非公開の別	非公開（藤井寺市審議会等の会議の公開に関する指針第9により、新たに設置された審議会等の初回の会議は非公開とし、公開・非公開を決定するため。）
その他必要事項	

○開会

○市長あいさつ

○委員及び事務局紹介

○資料の確認

資料6「子ども・子育てに関する現状資料」については、第2回子ども・子育て会議において、項目追加のうえ示すこととした。

○会長・副会長の選出

藤井寺市子ども・子育て会議条例第5条の規定に基づき、会長に大西慶一委員が選出され、副会長に土井義博委員が指名された。

○会長あいさつ

○議事

(1) 会議の公開について  
～事務局より説明～

会 長：ただ今、事務局から説明がありました通り、原則公開という位置に立ち、公開という方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

委員一同：異議なし

会 長：では、この会議につきましては、次回から原則公開となります。

(2) 子ども・子育て会議について  
～事務局より、資料3に基づき説明～

会 長：ただ今説明していただいた内容は、資料3を見ていただくと非常にコンパクトにまとまっています。現在住まわれている方、これからさらに子どもを考えておられる方にとって、住みやすく子育てがしやすいまち藤井寺という、今までの子育て

て環境の良さを継承しつつ、さらに発展させていくために、どのように考えていけばいいかというふうにご審議いただけたらと思っています。

子ども・子育て会議の役割について説明をいただきましたが、現在のところで何か質問等ありましたら、忌憚のないご意見を出していただきたいと思います。

委員：藤井寺市の待機児童はどのくらいでしょうか。

事務局：平成 25 年 4 月 1 日現在の待機児童数は 14 名、24 年は 4 名、23 年は 17 名で、0 歳、1 歳、2 歳が、一番待機児童が発生する部分であります。

会長：大体そのくらいで、もっと潜在的ニーズはあり、調べれば調べるほどあります。5 年間の計画を立てるわけですが、今後 10 年後を見据えていきますと、箱物を作ってしまうと、後ずっとやらなければならないということがありますので、子どもの数と、現在増やそうとしているバランスをどう取るかということが問題になってきます。そこで今回、ご審議いただくのは地域型保育で、19 人以下の小規模型施設、あるいは 5 人以下の家庭的保育員やファミリーサポート、そういうものもトータルの力として集めて、子どもの育成にあたっていくという総合的なニーズを、計画として立てていくという役割が 1 つあります。

他に何かありますでしょうか。ないようでしたら次に進めたいと思います。

(3) 事業計画及びニーズ調査の概要について

(4) スケジュールについて

～事務局より、資料 4・資料 5 に基づき説明～

会長：去年の 5 月から現在までの内容を一気に説明していただいたので、理解するまでにはいかないと思います。まず、分からない用語からお聞きしたいと思います。

地方版の子ども・子育て会議では何をしなければいけないかということが、この 1 ページ目を書いてあります。それぞれ個々具体の問題が 7 ページに落とし込まれていると思っていただければと思います。

2 ページの中段あたりに、4 つの類型が出ています。ご存じのように、今までは働いている親で保育に欠ける子どもという位置付けで、家庭的に、一時的に子どもの保育ができない場合に、市町村の認定により措置児という形で保育所のほうで保育をする。働いていない親の場合は、0～3 歳児までは家庭で保育をいたしまして、4～5 歳児が中心に幼稚園に行っていましたが、現在は 3 歳の年少、あるいは 2 歳児から、あるいは一時預かり保育もする形になっています。

それでいくと、3歳未満児については、保育も子育て支援も受けたいという層と、家庭で保育をするので子育て支援を受けたいという層。3歳以上は学校教育と子育て支援を受けたいという層と、さらに0～5歳児まで保育も受けて、放課後のほうも預かってほしいし、子育て支援も受けたいという、今でいう保育所に入っている層と、3～5歳児で、幼稚園で教育を受けている層という4パターンを、一つの枠付けの中でやっけていこうとなっています。

5ページに「給付」についての説明があります。そもそも、保育所・保育園に関しては厚生労働省、幼稚園に関しては文部科学省が所管していて、それぞれお金の流れが違います。保育所は保育単価と呼ばれている費用によって補助金が出ていて、幼稚園については私学助成といった、いろいろな名前になっています。今回の法案の中の「施設型給付」というのは、幼稚園・保育所それぞれに補助金が出ていて、利用者からも負担をしてもらうというもの。さらに、両方の機能を持っている認定こども園というのができて、認定こども園の中には、今の保育所と同じような預かり方の長時間保育と、4時間を基本として預かる幼稚園型の短時間保育が、同じ所で生活をする形のもので、それぞれにお金の流れを一本化して給付しようというものです。

それに対しまして、今回、皆さんにご審議、ご意見を頂くものが「地域型保育給付」で、各市町村が地域のニーズに応じて設置をしていくものです。6～19人以下の小規模保育、5人以下の家庭的保育、ベビーシッターのような形の委託訪問型、ファミリーサポートや事業所内の保育というものについても、従来型ですと、いろいろな所からいろいろなお金の出方をしていましたが、今回は一本化して、従来出ていなかった認可外の保育所も含めて手当てをしていき、地域全体の子育てをやっけていこうというのが新法の趣旨であります。

それで、「地域型保育給付」という名前で、市町村の計画の下にお金が出ていき、それとは別に、児童手当も出ていくというふうになっています。さらに、事業にもお金が出てきまして、利用者支援の新子育て支援拠点事業や一時預かり、延長保育事業、放課後児童クラブなどについてもお金の流れが出てきます。それぞれについて、藤井寺としての地域のニーズをしっかりと把握した上で、今後どうなっていくかを考えつつ、事業計画を作成していくというのが今回の仕事とさせていただければと思います。

分かりにくいと思われる用語について、コメントさせていただきましたが、何か他に分からないものがありましたら、お願いしたいと思います。

委員：現在、放課後児童クラブは小学校3年生までですか。

事務局：障害児の方々については6年生までやっている部分もありますが、基本的には小

学校3年生までです。

委員：それを広げる計画はないのですか。

事務局：教育委員会事務局生涯学習課で担当していますが、今回のニーズ調査の中に放課後児童クラブの利用意向調査が入っていますので、その結果等々も含めて検討されていくと思われます。

委員：3年生までだと、それ以降、親が帰ってくるまでの時間帯が不安だと。習い事をさせたり、祖父母の所に連れて行くのも大変ということで、どこか見てくれる所はないかといったことがあります。

会長：大きく国の流れとしては、6年生までやるということを言われています。ただ、この会議の設置は、努力目標・義務というのが国のスタンスで、必ず地方版の子ども・子育て会議を置かなければならないというものではありません。それと同じように、いろいろなところで必置ではなく、地域のニーズに応じて設置していただきたいという趣旨になっています。

地方に行くとも過疎化が進み、幼稚園・保育園は統合して、2つくらいの認定子ども園にしてしまったり、幼稚園は全廃するとかいうことがよく出てきます。ですから、地方ではニーズが少なくなる中でどうしていくかという検討をしていかなければならないし、藤井寺のように子ども・子育ての大きなポジションを置いていくので、ニーズ把握をきちんとやった上で、どのように対応していくかを計画しなければならない所もあり、大きく分極しています。今回、そういうことで地域型の給付ができてきたと思っただければと思います。

他、何かございますでしょうか。

委員：こども園をつくる流れになっているということは、今ある保育園・保育所はだんだん統合されていくことになるのでしょうか。

会長：いろいろな方にお聞きすると、今回、お金の流れが1本になるということで、施設型に対する保育単価が、明らかに認定こども園のほうに優遇されて保育園や幼稚園が少なくなれば、認定こども園に移行しようという流れになりますし、保育単価が変わらなければ現行で考えてもいいということです。

厚生労働省の内閣審議官は、認定こども園に持っていきたいので、明らかにその保育単価を変えたいという趣旨を、今年の3月、4月に盛んにしており、財源3,000億円の費用を充ててインセンティブにしていきたいという話でした。

また、最初、民主党は全部総合こども園にするとっていて、自民党は反対していましたが、認定こども園法を改正すれば民主党の話をのむということで、急遽、去年のゴールデンウィークに現行の認定こども園法の改正が行われ、「子ども・子育て関連3法」が通ったという形になっています。そのため、保育所は全部総合こども園にというのが、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所、幼稚園、それぞれ選択してよいということになったので、話がもっと複雑になっております。

藤井寺市は、認定こども園をどうするかについて、市長の発言を含めて何かありましたら、事務局お願いします。

事務局：先ほど市長があいさつの中で述べましたこども園というのは、目的とするところは同じなのかもしれませんが、国が進めている認定こども園とは全く別の物とご理解いただければと思います。

現在、林地区にある第2保育所と沢田地区にある道明寺幼稚園は、どちらも建設から50年以上経ってしまっていて、建て替えが喫緊になってきたということ。また、同じ小学校に上がるということから、5歳児については幼稚園・保育所、関係なしに、一緒にいる時間については混ぜて教育・保育を受けると。場所も借地ですが確保できたので、建て替えに合わせて1つの建物の中に、第2保育所と道明寺幼稚園を設置し、平成27年4月に、「(仮称)道明寺こども園」ということで進めています。先ほど所管の話が出ましたけれども、それぞれ保育所は保育所、幼稚園は幼稚園とし、ただ、1つの施設なので「こども園」という名前を付けたということです。

藤井寺の施設は全部30年以上たちますので、今後もそういう方向で進めていくということで考えています。2カ所目については、今、藤美町に土地があるのでそういう方向性で考えています。ただ、建物や人数などは全く白紙の状態、10年後の子どもの数や圏域なども踏まえて進める必要があります。ですので、実際にお金をかけて進んでいるのは、「(仮称)道明寺こども園」ということになっています。

会長：ある市町村では、公立の幼稚園と公立の保育所を集めて、保育所型認定こども園を作り、幼稚園を廃園にして、幼稚園の4、5歳児は短時間保育児として保育所のほうに行って、親の働き方によらず合同でやるという選択をしています。ですから、市町村のニーズと子どもの数と、市としての方針によってどうやっていくかが任されており、それぞれ市町村にあったニーズ計画を立てなさいということで、市町村型の子ども・子育て会議があると認識していただければと思います。

大阪府と奈良県、熊本県含めて、児童館は全部廃止という方針が出ましたが、そうなってくると、放課後事業をどうするのかという問題が出てきます。この所管は教育委員会の生涯学習課になるのですけれど、その辺を含めて、子どもをどう育成していくのかという長期的な傾向をお考えいただく形になりますが、藤井寺市では、児童館はどうなりますか。

事務局：放課後児童クラブを児童館で行っておりませんし、児童館自体がないのです。小学校の教室を使っている所と別にプレハブを建てて実施しているところがあります。

委員：公園の近くに住んでいますけれど、行く所がないからと野放しに近い状態で、暗くなっても公園で遊んでいる姿を見ていると、子どもたちは子どもたちで好きにしているから大丈夫と言われますが、守れる人がそばにいる状態で大丈夫というのと、守ってもらえない人がいる中で何とかなるというのは全く違います。親も、どこまで子どもの現状を把握できているのか不安になります。

委員：実際聞いた話ですが、兄弟で入っていて、兄が4年生になったときに、弟がお兄ちゃんが外れるから行きたくない。親としては、4年生の兄が2年生の弟をしっかりみられるか不安なので、2人とも入っていてほしいのです。6年生まであれば、お兄ちゃんがいるから、弟がいるから行きなさいと親も言えると思う。そういう現状の中、やはり、箱物がないと兄を1人にする事になります。我々の時代と違って、4年生といってもまだ幼い子が多いです。

委員：放課後で預かってもらって6時前に帰るとき、今は日が長いからいいですけど、冬は真っ暗です。また、帰りつくまでの間は誰にも見てもらっていないという現状があります。特に、藤井寺小学校の校区でしたら、そばに家がなく、遠い所にしかないので、無防備の状態です。帰っていく姿を見ていると、何も無いのが不思議なくらいです。

委員：2年間、放課後児童会に勤めていましたが、中にいた人間として、今の話を聞いていて、いろいろ複雑な思いがあります。今、保護者のニーズを聞いてというお話でしたが、実際に現場で働いている人の声というのを、資料のほうなどで聞いていただくことはあるのでしょうか。

例えば、4年生～6年生も放課後児童会で過ごせるのが理想だと思いますが、私がいた所は、働いている方が多く、大きな部屋だったのですがマックスで64人いたので、隣同士ぶつかってけんかになるし、窮屈でいたくないという子どもも

いて、子どもにとってすてきな放課後ではなく、かわいそうだなと思いました。スタッフは、何とか楽しいことをさせてあげたいと、いろいろな取り組みはするのですが、環境的に限界があって、生涯学習課にお願いに行ったりもしました。

また、保護者のニーズだと思いますが、環境が整っていない中、さらに夏休みに6年生が入ってくることになり、すごく危険が多くなったり、運動場が使えたのは良かったのですが、結構制限があったし、雨の日はどこで遊ぶのかとか。保育所は7時半までだったのに、放課後児童会は6時までで、お迎えに来ないといけないと。お迎えに来られないところは、5時に帰らないといけなくなっていたので、真っ暗の中、5時に帰っても、親が帰ってくるのは7時という子もいました。土曜日にも保護者のニーズで開けることになったのですが、全部は無理ということで第3土曜日だけで、4月、8月、12月は預からないので、結局ニーズがなく、3人とか4人という状態で、全て中途半端な感じで、何のための放課後児童会なのかとすごく思いました。

事務局：生涯学習課のほうでも放課後児童会について、子ども・子育て新制度をもとに、一部高学年も含めて低学年の放課後の過ごし方をどうしていくべきなのか検討されています。

委員：今の時間も中途半端、人数も64人いて先生が四苦八苦されているという話から、人を雇用するなどのニーズがあるなら、国からの予算を下ろしましょうというように、今、集まって話している内容がつながっていく話になるのでしょうか。

会長：大枠と方針とコンセプトについては、国の子ども・子育て会議でやって、その中で地方に4つの指針を下ろしていっています。逆に、地方で把握したニーズを大阪府に持って行って、大阪府からフィードバックするとか、大阪府の委員さんが代弁するなりしないと、予算や単価については国の専決事項なのでできません。

委員：それに近づけるために、この会議が役立つわけですね。各市町村がやっている会議で出てきたいろいろなニーズや発生する費用等、そういった意見を、大阪府や国が吸い上げるというのであれば、非常に実りある会議だと思いますけれど、ただ意見を聞くだけでは。

会長：言われた通りやっているだけでは、どうしようもないです。ですから、次の議題のニーズ調査の中に、我々が先を見通して、必要な施策を問えるようなものを独自質問として盛り込むというのも、一つ大きな役割ではないかと思います。

数年前、学力向上委員を頼まれたとき、小学校で授業した際、子どもたち全員

に生活時間調査をしてもらったのです。その結果は、放課後児童会などに行かない子どもたちは、かばんを置いたあと、園庭開放がないので、集まって公園で遊ぶとか、どこかで時間をつぶさないといけないという実態が見えてきました。やはりその辺は、地域としてどういう子育てをしていけばいいか、ニーズを吸い上げて、実態を子どもと合わせて提言の中に入れていくことがいいかと思います。他によろしいでしょうか。

委員：例えば、0～5歳児までの総人数に対して、幾つくらいの調査があつて、さらに、先ほど認定区分の見込み量がありましたが、藤井寺はこの辺の子どもたち、この辺の子どもたちで区切って調べるということですね。そうなってくると、例えば、地域の中に関しては、割合的に同じくらいのものを選んでやっていかないと、というのと、かつ、保育園を利用されている方の現状が、既に分かれていますから、幼稚園のお子さんにその調査が偏っていつてしまったり、あるいは保育園、あるいは0歳児となってくると思うのですが、そういう調査の仕方は、やはり無差別という形になるのでしょうか。

会長：ちょうど調査票の話になったので、ニーズ調査についての説明をしていただいて、その後、資料1・資料2の中身を見ていただいて、問題点や独自で入れていく内容等、確認していきたいと思います。

#### (5) ニーズ調査票案について

##### 調査票説明①

～事務局より説明～

会長：兄弟が何人かいる場合はダブルカウントになるかもしれませんが、母集団は各年齢何世帯ですか。

事務局：兄弟姉妹がいる世帯については、1世帯に2ついかないように、0歳児のほうから取っていく形になるので、どんどん兄弟姉妹のいる対象世帯が減っていくイメージになります。基本的には、各年齢ざっと500世帯ずつあるので、その300世帯ずつという形で抽出して送らせてもらう形になります。

委員：選び方によっては、地域Aは100、Bは50、Cは50という形になるのですか。

事務局：地域による極端なばらつきが出ないように、7小学校区から30世帯ずつ無作為に

選び 210 世帯、残りの 90 世帯については地域も含めて無作為に抽出するという形になります。

会 長：調査の方法は、抽出調査でできるだけ偏りがないようにして、各年齢で同じ世帯にいかない方法で調査対象を選んでいった結果、従来の回収率はどの程度ですか。

事務局：45%程度です。

会 長：送っても、半数以上は返ってこないということがありますので、逆に、それぞれの組織で、届いた家庭は送り返していただくよう言っていたと思います。全体部分の共通認識はよろしいでしょうか。では、中身についてお願いします。

#### 調査票説明②

～事務局より、資料 7-1, 7-2 に基づき説明～

会 長：設問の内容について、まず、用語や意味が分からないところがありましたらお願いします。

委 員：6 ページの間 14-2 で、9 「居宅訪問型保育」とありますが、藤井寺にあるのですか。

会 長：国の施策としては、地域型保育の中に居宅型保育も入れるとなっていて、病気になったら保育園も幼稚園も預かってもらえないので、病院に連れて行ったり、ケアしてくれるベビーシッターのサービスがインターネット上にはあるので、そういう意味でいえばあるし、ファミリーサポートみたいに、各市町村の中にあるかということ、藤井寺の場合はどうですか。

事務局：公的機関が「居宅訪問型保育」をやっているものはありません。

委 員：届いたときに、就学前の分を実際やってみたのですが、量が多くて一度にするのはとても大変でしたので、全部書いて出してもらうのは、難しいのではないかと思います。前文を記載したところで、それが変わるかということ、それほど変わらないような気がします。

事務局：国が示しているひな型は 23 ページ、それを基に府が作成したものが 28 ページあり、一度にするのは大変ということで、これでも出来るだけ削った形でお示ししています。

委員：藤井寺市の調査なのだから、設問だけでなく、選択肢の中も割愛できるものはしていないのではないですか。

委員：小学校は、学校配布して回収したほうが率的には上がるのではないのでしょうか。放課後児童会の設問で、入っているかいないかだけでなく、なぜやめたのかという理由を聞く設問があると、それが反省材料につながり、次の充実のほうの方向転換の参考になっていないのでしょうか。

会長：確かに、利用している、していないだけではなく、利用の経過が分かるようなものがあれば、何かの手だてになっていいと思います。

この第一義的な趣旨の文章ではなく、回答すれば、藤井寺の子育てが良くなって、こういう形で子育てが楽になりますという文章がどこかにあれば、協力しようと思うのでしょうか。回収率アップを図るのなら、もう少し違う手段をとればいいのではないかと思います。

委員：皆さん、子どもに対して熱心に教育されているし、自分の子どもはかわいいので、そういったところをくすぐるような、例えば、皆さんの声が市の子育てに対する考え方を変えていきますとか、今、何を言っても無駄だというような諦め感があるみたいですが、新しいことを始めていくわけだから、上向きの気持ちを持ってもらえるような文章もいいのではないのでしょうか。

ただ、基本的に読まないのだから、なくてもいいのかなとも思います。

委員：文章を考える上で、ストレートに書くと人によっては傷つく部分もあつたり、当たり障りのないように書けば、遠回しになって難しいとは思いますが。

事務局：そうしましたら、ニーズ調査案についてはこのままで、設問については、さらに削れないか検討します。

委員：先ほど言われた、学校で配る方法もいいと思います。

事務局：学校の中で全員に調査するのであればいいのですが、抽出なので、例えばクラスの中でお願ひする子としない子が出てきますし、答えた人が分かってしまうとい

う、その辺がありますので。

委員：アンケートの集計は依頼すると思いますが、知らない所から送られてくると何のことか分からないと思います。

事務局：数字の集計作業はコンサルタントにお願いしていますが、依頼用も返信用も、封筒は藤井寺市役所の名前になっています。

委員：広報は、もう間に合わないですか。町内会に入られていない方は別として、結構、広報は見られています。

事務局：10月号の広報に載せていますので、見られた方は届いたら分かると思います。

会長：前文のところは、回収率アップにつながる文章を検討していただけたらと思います。

事務局：紙面の都合があるので、2～3行で検討いたします。

会長：硬い子ども・子育て支援新制度の考え方については、カットでよろしいですか。

事務局：分かりました。

会長：その下の、用語や定義についてはどうでしょうか。

委員：用語については載せてもいいのではないのでしょうか。

会長：紙面の都合で、空いているところをお願いします。用語については、一番最後に載せるといいと思います。

委員：定義について、こういうことで初めて知るというのもいいと思います。

会長：特に、教育と保育というのは、もう1つ「養護」というのがあるのです。新法の中で、養護という部分と教育という部分に分かれていて、厚労省と文科省でその調整が難しく、それぞれのテリトリーでいうと短時間保育児は教育ということで、4時間、コアタイムで教育の時間ということで説明がなされています。ですから、認定こども園法の中での教育の時間という言い方ですと、今まであった

保育の中では教育はないのかとなり、今、非常にもめているところなのです。

この内容でしたら、教育だけ聞いている形なので、保育（教育）という形にしたほうが良いと思いますので、検討していただければと思います。

最終的に修正されたものを、我々が見る機会がありますか。

事務局：広報の都合と、印刷の都合がありますので、その辺はお任せいただければありがたいです。

会 長：そうしますと、会長一任という形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、全体を通して、何かご質問等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。では、本日予定しておりました議事は終了となります。

なお、情報公開の観点から、個人名は記載せずに、会議の要旨をホームページ上に公開するとなっておりますので、内容については会長に一任させていただければと思います。事務局のほうから、何かありましたらお願いします。

## 2. その他

事務局：会議録要旨について、会長から説明がありましたが、委員名簿も公開させていただくこともあるということで、ご了解いただきたいと思います。

会 長：最終確認ですが、全体を通して、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委 員：市として、地域を分けると出ていましたが、それはどうなるのでしょうか。公立の場合はそれでいいかもしれませんが、民間もありますので。

事務局：まず、区域をどう割るかというのがあると思います。既に施設がある中で、施設を割って配置するというのはあり得ない話なので、既存の施設、そして、ある一定の広がりを持った所でどれだけの需要があるのか、というのを踏まえた区域設定をします。今度の計画の中で、具体的にニーズとしては、市内をおしなべてバランスがとれた中で出てきますので、それを基にご検討いただくことになると思います。

特に保育所は、待機児童が多い所や少ない所がありますし、地理的に移動できる範囲等もありますし、私立の幼稚園に行っている子どもさんもいますので、具体的に、今、こうだということは考えていません。

あるものは当然動かさませんので、それを踏まえた上での計画になりますし、

そういったことを踏まえて区域を割る必要がありますので、総合的に見て最終的に可能な計画というところで、区域設定を考えていきたいと思います。

### 3. 閉会

会 長：他、よろしいでしょうか。ないようでしたら、これで終了したいと思います。

以上